

平成25年度 事務事業評価シート

事業の概要	事務事業名	消防車両購入事業							担当部	消防本部						
	会計区分	一般会計				事業類型	法定受託系		担当課	消防署						
	事業期間	平成12年度以前 ~ 平成30年度以降				担当係	警防係									
	総合計画 分野別計画	主目的	1 市民生活		5 消防・救急		1 消防力を強化する									
		副目的														
	予算区分	款	9		項	1		目	3		大	4		中	1	
	根拠法令・個別計画	消防法及び消防組織法・消防車両更新計画(個別計画)														
	目的 (対象をどの様な状態にするのか)	各種災害から市民等の生命、身体及び財産を保護するために消防車両等を更新する。														
	内容 (手段)	<p>◆24年度実施内容 迅速、効果的な消防・救急活動を行う上で必要となる消防車両等は、国が示した「消防力の整備指針」を参考とし、本市の実情(人口、面積、気象、署所数、高層建築物、危険物施設等)を勘案して必要となる車両の種類や台数を割り出し、使用年数及び使用頻度等を考慮して消防車両更新計画を策定している。この更新計画に基づき車両等を整備して消防力の強化を実施する。平成24年度は、高規格救急自動車(南支署)の更新を実施した。 業務内容は、更新車両の仕様書を作成し複数社からの参考見積りを基に設計書(予算要求額)を作成する。入札後、車両製作者(担当者)と詳細打合せを実施する。その後、設計図及び工程表を提出させ、仕様書どおりか確認する。また、車両製作過程において、中間検査、完成前検査及び完成検査を実施する。</p> <p>◆24年度直接経費の内訳 高規格救急自動車(南支署救急4号車)の更新(25,389千円) 広報4号車(消防本部危険物係)の更新(2,699千円) 広報6号車(本署警防係)の更新(3,338千円) 特別旅費(42千円) 手数料(188千円) 保険料(51千円) 自動車重量税(82千円)</p> <p>◆25年度直接経費の内訳 水槽付消防ポンプ自動車(東支署消防2号車)(50,000千円) 消防ポンプ自動車(本署消防4号車)(38,000千円) 高規格救急自動車(本署救急2号車)(34,000千円) 特別旅費(253千円) 手数料(198千円) 保険料(108千円) 自動車重量税(222千円)</p> <p>※その他財源の内容は、 その他財源 市債(48,000千円)</p>														
	受益者負担	無														

		単位	H22決算額	H23決算額	H24決算額	H25予算額		
コスト	費用	直接経費	千円	75,909	158,550	31,789	122,781	
		正職員	従事者数	人	0.60	0.60	0.60	0.80
			人件費	千円	3,198	3,198	3,198	4,264
		その他職員	従事者数	人	0.00	0.00	0.00	0.00
			人件費	千円	0	0	0	0
		費用合計	千円	79,107	161,748	34,987	127,045	
	対前年比	%			204.4	21.6	363.1	
財源	一般財源	千円	76,838	161,748	34,987	57,429		
	国・県支出金	千円	2,269	0	0	21,616		
	その他財源	千円	0	0	0	48,000		

業	活動指標名	単位		H22	H23	H24	H25
	更新車両台数 (消防ポンプ自動車以外)	台	目標		2	1	3
実績				2	1	3	
更新車両台数 (消防ポンプ自動車)	台	目標		—	—	—	2
		実績		—	—	—	
績	成果指標名	単位		H22	H23	H24	H25
			目標		100	100	100
消防力の整備指針に基づく充足率 (消防ポンプ自動車以外)	%	目標		100	100	100	100
		実績		100	100	100	
消防力の整備指針に基づく充足率 (消防ポンプ自動車)	%	目標		100	100	100	
		実績		75	75	75	

事業の自己評価	平成24年度の実施結果	事業の達成状況	消防力の整備指針に基づく充足率では高規格救急自動車の数は5台であり、高規格救急自動車は本署2台と3支署に各1台配備し基準を満たしている。平成24年度は10年間使用した南支署の高規格救急自動車を更新し、基準数を維持した。				
		事業実施における課題	消防力の整備指針を参考にしつつも、本市の実情(人口、建築物、危険物施設等)は変化し、災害は複雑多様化する。これらに対応するための車両更新のほか、新規車両の導入も今後検討しなければならない。また、車両の性能や耐久性も考慮して更新年数を検討する必要もある。				
		事業を縮小・廃止したときの影響	消防車両等の老朽化及び性能の低下が進むことにより、消防の目的である、市民の生命、身体及び財産を災害から保護し災害による被害を軽減することに支障をきたす。また、平成13年に自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法(自動車Nox・PM法)により更新時期を越えて継続車検を行うことができなくなることによって、消防組織法第20条に基づく「消防力の整備指針」の整備目標である消防の責任を十分に果たすことができなくなる。				
	平成25年度の改善内容	25年度における事業の改善・見直し内容(新規追加事項、廃止・削減事項等)	○25年度実施内容 24年度と同様に更新計画により車両更新する。 1 水槽付消防ポンプ自動車(東支署消防2号車) 2 消防ポンプ自動車(本署消防4号車) 3 高規格救急自動車(本署救急2号車)				
平成26年度の事業の方向性	方向性の判定	維持	事業のボリュームを現状規模で維持すべきもの(対象や手段を見直す場合も含む)				
	判定理由	消防としての責務を果たすためには、消防車両を含めた消防力は一定の水準を維持する必要がある。					
	26年度以降の改善案	変化する本市の実情、災害の状況、車両の使用年数及び使用頻度等、これらを総合的に判断して車両更新及び新規整備を行う。 ○26年度車両更新計画 1 救助工作車(本署) 2 高規格救急自動車(本署救急3号車)					

二次評価	方向性の判定	判定理由
	維持	一次評価のとおり。